

第8回『日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議』議事録

開催日時：令和4年1月25日（水）

10時00分～12時00分

〔出席者〕

（委員）西原座長、伊東座長代理、大日向委員、加藤委員、神吉委員、川口委員、佐々木委員、田尻委員、西村委員、浜田委員、札野委員、前田委員、山口委員、鈴木委員（石坂委員代理）

（文化庁）中原審議官、圓入国語課長、中村地域日本語教育推進室長、増田日本語教育調査官、松井日本語教育調査官 他

※西原座長及び事務局は、文部科学省5F6会議室にて参加。

〔配布資料〕

【資料1】 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）（案）

【参考資料1】 日本語教育関係参考データ集

【参考資料2】 「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」（案）に関する意見募集の結果について

○西原座長

只今から第8回日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議を開催します。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンラインでの開催とします。御発言の際には、挙手いただき、御名前を仰っていただきたいと思います。また、本日の会議はオンラインで公開しておりますので、御承知おきください。本日は、「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」（案）の議論を予定しておりますが、事務局より委員の御出席状況と本日の資料確認をお願いします。

○中村地域日本語教育推進室長

本日は全員御出席と承っておりますが、石坂委員の代理として、浜松市国際課の鈴木課長が御出席されております。

○西原座長

本日の議事に入ります。今回はこれまでのまとめとして、「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」（案）について、御議論いただきます。前回、報告書の素案につきまして、論点ごとにひととおり議論を行いました。今回は、先月から1カ月程度で行った意

見募集の結果を踏まえた報告書案を資料1として、事務局より提示しております。とりまじめにあたって、全体を通じてあらためて御議論をいただきたいと思えます。まず、意見募集の結果の概要について、事務局より説明をお願いします。

○圓入国語課長

参考資料2を御覧ください。意見募集の結果の概要をお配りしています。12月16日から1月13日までの約1カ月間、意見募集を実施しました。意見総数は903件、1,597項目であり、個人の方々からの御意見を非常に多く頂戴していますが、団体の皆様からいただいた御意見も多かったという状況です。皆様から複数の多岐に渡る御意見をいただきまして、それを分類しまして、今の報告(案)に沿って整理しました。内容別の意見の内訳がありますので、御覧ください。報告(案)の目次ベースで整理しています。

一番多かったものについて御紹介しますと、日本語教師の国家資格に関する事。その他、日本語教育の質の維持向上に関する仕組みの創設自体に対して、大きな方向性も含めて、御意見をいただいたところです。日本語教育機関の認定制度につきましても、376ということ非常に多くの御意見をいただきました。

日本語教師の国家資格に関する事につきましても、一番多かったのが「(4)日本語教員の登録に関する経過措置」ということで、370件程度いただいております。その他、新たな制度に必要な基盤整備等にも御意見をいただきました。回答分布という円グラフを御覧いただくと、様々な年代層の方から御意見をいただいております。働きながらも一生懸命書いていただいたことに、あらためて感謝申し上げたいと思えます。現在養成課程で学んでいる方からも御意見をお寄せいただきました。

3ページの「はじめに」ですが、数は少なく載せていますが、類似の御意見は省略させていただきました。総じて、我々も気を付ければ良かったのですが、課題対応をどうするかということを導入としておりましたので、課題対応的な文言だけではなく、国として目指す方向を、もう少し記載してほしいという意見をいただきました。後程の御議論でもまた御意見いただきたいと思えます。

次は、日本語教育の質の維持向上に関する仕組みの創設についてです。全体の方向性ということで、留学生だけではなく、現在増えている外国人、特に労働者の増加ということ而言及が多かったと思えます。その増加を見据えて、外国人の増加に伴う学習者の数や必要な教員数、必要な日本語教育機関を試算して、PDCAの指標となり得るような、人とともに規模感としても打ち出していくべきではないか。業界全体の社会の貢献度がなかなか認知されていない、残念であるという声もいただいておりますが、そういった中で、どのような貢献がなされるものなのかということも、大きく方向性として打ち出すべきではないかという御意見かと捉えております。

3ページの下の方、日本語教育機関の課題につきましても、現職日本語教師の方から、数多くいただきました。適切なマネジメントを実践しているかどうか、確実な方法で定期的に

確認できる仕組みを整えてほしいという御意見も多くありました。次のページですが、これまでも留学生もしくはその他の外国人の方々に対して、多大な努力をいただいているということも丁寧に書いていただいております、そういった中でも、例えば、留学生は渡日前の事前学習の努力や短期留学、その他、生活者、技能実習生も含めて、様々な現場での努力をいただいているということをお紹介いただくような御意見もありました。そういったことについて、もっと社会に理解していただきたい、伝えてほしいということもございます。例えば、4つ目にありますが、教師だけではなく、日本語教育機関の経営者や、技能実習生の監理団体だと思いますが、そういったの方々にももっと日本語教育の質の維持向上が大事であるということをお話いただけるように研修を行ってほしい、伝えてほしいという御意見もありました。その他、地域日本語教育の課題、外国人の子供への日本語教育支援の重要性も、追加的に御意見をいただいております。

続いて、日本語教師の専門性の定義ということで、これまで文化審議会でも御議論いただいております日本語教師の資質・能力ということを基本にしながら議論をすべきではないかというお話もありました。また、「日本語教育の参照枠」についても、多数の御意見をいただいております、文化審議会でも御議論いただいたことの導入に期待をしているということ、次のページですが、元々の参照枠の意義、目的に立ち返りますと、教育課程そのものに対して、国際的な分かりやすさ、共通性を持たせるために作成いただいたものですので、こういったものを広く情報発信をする必要があるのではないか、そういった仕組みをつくるべきではないかという御意見もありました。その他、雇用環境について御紹介したいと思います。現場日本語教師の方々から多数いただきましたが、給料の面だけでなく、労働環境の厳しさについても多数お寄せいただきました。業務過多ではないか、体制が学校の中でも十分整っていない。コロナの影響も受けて、さらに深刻になっているという切実な御意見もいただきました。

「(2) 全体の方向性」についても多くの御意見をいただきましたが、今回教育課程を中心に認定をする制度ですので、在留資格だけではなく、学習目的もより柔軟に日本語教育が行われる仕組みにしてほしいという御意見や、就労者、生活者については、時間的、経済的理由で日本語教育を受けられないの方々にとって、きちんと対応できるような取り組みを同時に進めるべきではないかというお話もいただきました。

そういった中で、留学については、これまでの在留管理という観点で、入管庁が実施してこられたという経緯もありますので、入管庁の選定基準がありました。また、連携を図って検討してほしいという御意見もあります。その他、課題のある学校が多いという御指摘もたくさんいただいておりますが、特色ある適切な教育を提供していただいている学校も非常に多くあります。こうした良い学校を選ぶ環境をつくれれば、質は上がるのではないかと御意見があります。多くの課題を報告書に書いており、今現在、特色ある素晴らしい取り組みをいただいている状況をあまり記載していなかったものですから、そういったことも、例えば、教育としてこのような素晴らしい取り組みを推進すべきであるという趣旨で、そこに

着目したようなことも書いてほしいという趣旨として受け取らせていただきました。

その他、日本語教師の資格ということですが、登録日本語教員という今回の御提案について、積極的に捉えていただいている御意見が非常に多かったということをお報告したいと思います。

7ページ2つ目のポツですが、登録日本語教員について、大学で教えていらっしゃる日本語教師の方々もいらっしゃいますが、もっと広い視野で、今後の日本語教育を見据えて、将来的には全ての日本語教師が登録日本語教員の資格を取得して、日本語教育の幅広い人材を確保していく。また、その質を向上していくべきであるという御意見をいただきました。

一方で、日本語教育の質の維持向上のためには、日本語教師という職業が、やりがいのある職業であるように、成長に向けての動機づけがなされるような仕組みにしてほしいという御意見もありました。日本語教師の研修についても、是非お願いしたい、オンライン研修も必要であるという御意見も多くいただきました。また、外国人の子供への日本語教育についても、登録日本語教員の方々が、もっと具体的に活躍できるような仕組みを検討してほしいという御意見もいただきました。

8ページ、就労者、生活者への日本語教育ということで御意見もいただいております。就労者については、高度外国人材や特定技能、技能実習生と様々な対象者が含まれております。調査やヒアリングが十分ではないという御指摘もありました。就労者について、令和3年の報告書から前進はしているかと思いますが、まだまだ課題があるところは我々も感じております。関係省庁も連携して、今後の検討も引き続き行って参ります。生活者に対しても、同じく御意見をお寄せいただいたと認識しております。

「(1) 認定の基準」のうち、認定制度に関することに続きますが、こちらについては、類型という言葉が令和2・3年で出てきており、ここがまだまだ議論も必要だと思います。類型別にすると、日本語学校で今取り組まれているような柔軟な取組がどうなるのかという御心配の声もありました。一方で9ページ、教育課程のところですが、日本語教育の質の維持向上ということで、参照枠に基づいた教育課程については、賛成であるという声もいただいております。単に Can do の羅列でなく、自立した言語使用者となるという大きな方向性、基本的な理念を認定基準の中に定めてほしいという御意見もありました。ここについては、教育課程を柔軟に認めてほしいという声もありました。参照枠を参考に、これまでの学校の皆様の取り組みも活かしながら、参照枠自体を参照して、国際的に通用するような、この学校で勉強したら、私は B1 である、B2 までは修了したということが、国内外で通用するような仕組みという意味で、是非今回の制度の中で位置付けをしてほしいという御意見があったように受け止めております。

その他、収容定員や教育の組織体制、生徒支援、施設・設備、入学者募集、自己点検についても、非常に多くの御意見をいただきました。率直な御意見を転記しておりますが、こういった御意見については、今後、法案の審議がありますが、その後政省令を検討する段になりましたら、是非参考にさせていただきたいと考えております。

10 ページ以降、大学別科で活躍されている先生だと思いますが、現職の方からの御意見もいただきました。留学生別科が認定対象になることは賛成という御意見もありました。これから大学別科をどうするのかということで、御質問のような御意見もありましたが、こちらにつきましては、大学別科の関係者の皆様にも、今後私どもで説明もさせていただき、引き続き検討させていただきたいと思っております。就労、生活類型への対応の方向性もいただきました。例えばオンラインで行うべき、もしくは企業や地方公共団体といった方々からの御依頼がある場合、コースデザインができる教師の存在は重要であると書かせていただいております。これは報告書でも、コーディネーターということで触れさせていただいておりますが、留学生のコースとはまた別の、就労者、生活者のニーズに対応するような仕組みを検討してほしいということもいくつか御意見をいただいております。

12 ページ下段、認定の手續等ということで、13 ページの情報の公表も含めて、具体的な御意見をいただきました。そちらについても、後程、政省令を検討するにあたり、参考にさせていただきます。14 ページ、自己評価、第三者評価、ここも参考にさせていただきます。

「(5) 認定基準に関する経過措置」について、これまでの有識者会議資料では、明記をしておりませんでした。複数の御意見として、経過措置期間については、5年は必要ではないかということもいただきました。コロナ禍の入国制限が2年半続いているということで、現在厳しい状況に置かれている日本語学校が多くあり、また、来年度ぐらいまではコロナの影響があるのではないかというお話をいただきました。最低5年は必要ではないかということで、後程の報告(案)の検討でも御意見いただきたいと思っております。

15 ページ、日本語教師の国家資格に関することです。「(1) 筆記試験」は、試験の方法や回数ということで、現在実施されている民間試験をふまえて書かれているのであろう御意見が多かったですが、回数や開催会場を増やしてほしい、それが難しいのであればCBT化を検討してほしいという御意見が非常に多かったと思っております。その他、試験内容、範囲ですが、これから日本語教師になって活躍される方に必要な基本的な内容に絞ってという御意見が多かった。16 ページ、過去問の再利用に言及した御意見もありました。

「(2) 教育実習の全体の方向性」については、現状の教育実習について、委員の先生からも御意見ございましたが、実習だけ取り出して、まだ制度として成り立っていない部分がありますので、費用をどうするかといったことも含めて、明確な基準を設定してほしいという御意見が多かったと思っております。17 ページ以降に、その基準を検討するときに参考にさせていただく御意見として、教育実習の内容・方法、教育実習の評価のあり方、こちらにも非常に多く寄せられました。先生方からも御意見いただきましたように、やはり評価については、実施機関において、どのように行うのか。全国に統一的にどのような基準を設けて評価を行うべきなのかという御意見がありました。教壇実習については、かなり具体的に御意見をいただいております。政省令、もしくはその下のルールや運用も含めて、参考にさせていただける御意見をいただきました。

「(3) 指定日本語教師養成機関」ということで、ここは比較的他と比べて少なかったよ

うに思いますが、こちらについてもいただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。19 ページの下段、「(4) 日本語教員の登録に関する経過措置、経過措置の方向性」ということで、多くの御意見をいただきました。資料として、前回まで経過措置の資格登録までのルートのイメージを出していましたので、それに沿った具体的な御意見が多かったと思います。

大きな方向性だけ紹介しますと、経過措置期間については、認定機関と同じように、現場の先生方もコロナの影響を非常に受けておられます。離職者が多く2年半で出ており、戻ってきたいけれどもどうなるのかと御心配の方もいらっしゃいました。前回までに御紹介した、現職の方、非常勤の方の御意見も非常に多く寄せられていました。そういった方々の御意見として、経過措置について、最低5年は必要であるという御意見が非常に多かったです。これまでの会議において、他の国家資格では3年が多いというお話をさせていただきましたが、5年のケースもありますので、私どもとしては5年ということで、後程、報告(案)の議論の際に御紹介させていただきたいと思います。それから講習について、E・Fルート、これは後程の御議論のときに御紹介させていただきます。現職で非常勤の方の御意見が多かったです。今の勤務環境が厳しいということもあることと、もう1つは試験会場や試験の実施回数が、現状、今以上に増えないのであれば、なかなか受験機会が少ないので、仮に5年だとしても、オンライン講習でやってほしいこと、ただし、その場合は御自身も新しい知識をアップデートしたい、それをきちんとレポートで出すので、是非それを認めてほしいという御意見をいただきました。そういった意欲のある先生方の御意見もあるということをお紹介させていただきました。多岐に渡るので、後程、報告(案)と併せて、御紹介させていただきます。

22 ページ以降は、新たな制度に必要な基盤整備等ということで、これからは申請にあたり、電子申請も検討して、なるべく皆様の業務負担を軽減する方向を明確に出させていただきたいということで御議論いただいております。そういったことに対して、賛同しますという多くの御意見をお寄せいただきました。また現職の方の御意見で複数ありましたが、登録日本語教員の創設を機に、日本語教師の方々が学校を移るなど、勤務環境が変化する方が多いということだと思いますが、新しい勤務先に御自身のキャリアを証明する機会があるようにしてほしい、登録した後、そういったことをきちんと紹介していただけるようにしてほしいという、かなり具体的な仕組みの御提言もいただきました。私どもも法務省告示校の審査をお手伝いさせていただくにあたり、こういったことも感じております。これらは、来年度の予算案で計上しておりますが、具体的に参考にさせていただきたいと思います。

「(2) 新たな制度の活用促進」について、日本語教師のキャリアパスということでこれまで御議論をいただいております。登録日本語教員の方々は、制度上の建て付けは認定日本語教育機関に配置される方々ということになっておりますが、認定日本語教育機関以外の場でも、是非活躍をしていただきたいと思っております。そういった意味では、研修なども、留学以外の就労・生活等も実施させていただきたいと思っておりますし、多くの御意見

では、そういった場の活用ということも促進できるような方策を検討することに賛成であるという御意見もありました。こういった御意見も、関係省庁の皆様と相談しながら検討を進めていきたいと思っています。意見文書の結果の御説明は以上です。

○西原座長

ありがとうございました。今、お話しくださったものが反映されて、今の報告書の最終的な案の中には赤字で示されていると思います。それを反映した形で今日お示ししている報告書の案につきまして、あらためて御報告をいただきたいと思います。先生方は事前にお読みいただいているとは存じますが、あらためまして課長から説明をいただきます。

○圓入国語課長

続きまして、資料1を御覧ください。主な意見の概要でも説明しましたように、もう少し方向性として前向きに、今後目指すべき方向を加えさせていただければということで、「はじめに」のところに赤字で追加しました。大きな方向性を何人かの先生方から御意見をいただいて、追記をしたいと思います。多くの方がコロナの影響を受けたということに触れておられましたので、日本語教育についてのコロナ前からの状況、今後については、赤字の2行目、日本語学習を希望する外国人の多様なニーズへの対応や、学習者が学んだ日本語を多様な場で活かされるようにということで、ここで書かせていただきました。そのために、留学生のみならず、就労者、生活者に対する日本語教育のニーズということで、先生方の御意見をいただければと思います。

2ページ目、そういった趣旨をここでも書かせていただければということで、赤字のところに、コロナ後のグローバル化社会において、多様な人材を育成・確保するということに記載しました。何回か前に先生方から、現在の留学生は日本を選ばず、他の国を選んで留学する傾向もあるというお話をいただきました。これから日本に来ていただけるようにするためにどうすれば良いかという問題意識を、先生方からいただいているかと思いますが、そこも含めてメッセージとなるような御意見があれば、お寄せいただければと思います。3ページ、「日本語教育の参照枠」について、目的とすることを追加で入れました。○の2つ目ですが、「国際的に共通の指標が日本語能力を測る指標や評価などに活用する」という文言を追加しました。

4ページ、個別の課題、留学生の日本語教育機関の一部の課題について、複数の方から御意見をお寄せいただきましたが、適切かつ確実に実施されている日本語教育の成果や、特色ある日本語教育の取組があるということ、最初に書きました。一方で、不適切な事案の件もあって、日本語教育機関、もしくは日本語教育全体が、大変厳しい評価にあると。そこについては、不適切な事案があれば対応していくというのが、今回の制度の趣旨かと思いますが、目的としては、学習者が日本語教育機関を選択する際に適切かつ必要な情報が得られない状況にあるということが課題ということで、丁寧に書きました。下の方のポツで、業務過

多等、労働環境が厳しいということ現場の先生からの御意見としていただきましたので追加しました。その他、課題として、資格外活動の状況が挙がっていました。こちらについては、学校の経営者の方だと思いますが、資格外活動については、適切な指導を頑張っているが、生徒と企業との関係で、なかなか把握しきれない部分もあると。学校だけで全てを課題解決ということではなくて、関係機関との連携の中でも課題解決をしていくべきではないかという趣旨かと思いますが、そこでまず課題として指摘しました。

4ページ下段、地方自治体の職員の方も含めて、御意見いただきましたが、一部の自治体においては、留学生だけではなく、生活者、就労者、児童・生徒を対象とした取組が実施されているけれども、こういった取組はまだまだ少ないという状況です。専門的な日本語教育機関と連携をしながら、実施されている取組の普及や支援が必要ではないかという御意見もいただきました。

5ページは、中小企業に対する言及もありましたが、日本語教育機関、地方自治体それだけでは、就労者などの課題解決は難しいということでの御意見かと受け止めております。6ページ、処遇改善の御意見もいただいたので書かせていただき、7ページ、課題に対して、どのような方向性が必要かということで、全体の方向性を追加しました。今回の制度の創設により、日本語教育機関による適切かつ確実な教育成果や、特色ある日本語教育について一層の振興を図るということも一方では行いつつ、教育上かつ留学生に関する在留管理上の不適切な対応事案について把握した際は改善を求めるという趣旨があるということを書き、あらためて書きました。こういったことを通じて、日本語教育全体の質の維持向上に資するものということで、運用も含めて検討する必要があるのではないかということを書きました。

8ページ、課題に対して、在留管理、資格外活動への適切な対応も、併せて行うべきという御意見もありましたので書いております。試験の実施回数、会場数の確保、試験システムの構築などに時間を要することもあります。認定機関についても5年ということで想定して検討した方がよいという御意見を踏まえて記載しております。「(イ) 専門性の指導者に対する研修」ということでの具体的な御意見をいただきましたので追加をしております。

10ページ、試験について非常に多かった御意見を記載しております。登録日本語教員を確保する観点から、試験回数・会場数の増、CBT化について、継続して検討を行うと書きました。2回以上にしてほしい、複数回にしてほしい、会場を全国に増やしてほしいという御意見を多くいただきました。最初に導入できるかどうか、現時点では明確なことは申し上げられませんが、まずは来年度の予算案が決定しましたら、4月以降に試行試験の準備に入りたいと思っております。そういった中で、多くの方からいただいた御意見について念頭に置きながら、試行試験を進めたいと思っております。

11ページ「2. 認定制度」に関すること、(1)の2つ目、「日本語教育の参照枠」に関する記載ということで、追加しました。参照枠が目指すべきことがこういった趣旨であるということ、初めて読む方にも伝わるように、文章についてより分かりやすくなるよう先生

方から御意見を頂戴したいと考えております。審査における負担軽減についても御意見をいただいたので追加しました。

14 ページ、御意見が多かったところを記載しました。18 ページ、19 ページは省略させていただきます。

20 ページ「(3) 情報の公表」。留学生について、入管庁との連携をきちんとやってほしいという御意見をいただきました。文部科学大臣のもとで認定をさせていただくこととなりますが、教育上の観点から実施させていただくという建て付けでまとめています。在留管理という点では、先程の課題もありましたように、資格外活動など、文部科学省だけでは難しい面もありますので、負担が増えないような運用も考えたいと思っております。在留管理上の情報を入管庁と連携しながら運用するという中でも、情報公表のあり方については御相談させていただきたいということで書きました。

21 ページ、別紙に情報公表に対する御意見がありました。別紙5ということで、38 ページに記載しております。ここに対しての御意見が多かったので、まとめて書きました。前回、中途退学者に対する御意見がありました。○の4つ目、修業期間中に想定されていた到達目標を習得した方々や、就職で、これは在留資格も変わり得ると思いますが、様々な中途退学者がいらっしゃるの、数字だけではなくて、定性的な評価も得られるように情報公表のあり方について検討してほしいという御意見を踏まえて書いております。

試験について、22、23 ページにいただいた御意見を書いております。実施回数や会場数など、CBT 化の検討をというお声でしたので記載をしております。24、25 ページ、教育実習の実施機関ですが、かなり具体的なことをいただいております。例えば実習機関の経過措置はどうするのかということもいただいております。大きな経過措置の年限は、認定機関などでも5年ということを書かせていただいておりますが、別途検討させていただきます。これも国会審議などを踏まえて、法案整備後になるかと思っておりますが、審議会などでも御検討いただきたいと考えております。

29 ページ以降が日本語教員の登録に関する経過措置で、(4) に書いております。多くの御意見をいただいております。最初の赤○ですが、現職の非常勤の方に多かった御意見ですが、日本語教師のコロナ禍の影響、現在40～60代の御意見を集約したものを書きました。こういった現状は、コロナの影響なども考えると、期間としては最低5年程度を想定して対応することを検討すると書いております。皆さんが非常に心配しておられたのは、登録を受けたいと思っても近くに試験会場がないとか、回数が少ないと、意欲はあっても環境が厳しいということでした。実施が年に1回以上ではない、もしくはCBT化をやらないということであれば、経過措置は5年にしてほしいという御意見も多かったように思います。

30 ページ、この文章を読んでいただく前に、登録日本語教員に至るまでのルートイメージを御覧ください。別紙8、41 ページですが、多くの御意見を踏まえて、修正した案を御用意しました。前回の案でEとFというルートがありました。現職の日本語教師の方々と、文化審議会などで、平成12年、31年に、日本語教師に必要な質や能力をお示しさせていた

だいたあと、一定の要件を満たす民間試験の合格者というルートを E と F ということでお示ししておりました。これについて多くの方々には、厳しい環境の中では、講習を受けさせてほしいと。そしてそれをオンラインで提供してほしいという方が多かったです。受講後に、レポートなり試験なりという評価もした上で、登録をさせていただきたいということで、E と F を一本化できないかという御意見が多かったので、この御意見を踏まえて、E ルートということでまとめて提示しております。講習修了認定試験、これは仮の名前ですが、講習を受けていただいた後に、修了認定なる基準も検討いただく必要があると思いますが、民間試験を受けていたとしても、新しい知識・技能をアップデートして、全体を含めて試験を改めて受けていただくというイメージにしております。

もう一つ、C ルートがありました。平成 31 年以降に、指定養成機関と同等と認められる現行課程修了者であれば、試験の免除という案になっておりましたが、そうではない、指定養成機関と同等と認められる現行課程修了者ではない方、平成 31 年以降、もしかすると 12 年かもしれません。必要な資質能力として必須の教育内容 50 項目に対応する前の養成課程を修了している方々も非常に多かったという御意見を寄せていただきました。そういった方々は 40 代、50 代ということで、学校の中核を担っているという状況もあり、先程申し上げましたように、試験会場が近くにない、試験の実施回数が少ない、CBT 化されていないということになると、なかなか 5 年といえど、コロナ禍で影響を受けた学校の建て直しという中では大変厳しいということで、オンラインの講習を設けてほしいという御意見も寄せられています。そういった意味で D ルートを追加しております。

また C ルートですが、指定養成機関と同等と認められる現行課程修了者、例えば平成 31 年以降に卒業されて、現職日本語教師になっている方もいらっしゃると思います。そういった方も C ルートで認めてほしいという御意見もありました。中には、講習内容がどうなるか次第という御意見もありましたが、今回の有識者会議では、講習内容まで御議論いただくことが難しいかと思っておりますので、まずは大きな方向性として、経過措置のルート、C、D、E、F ということについて、本日は御議論いただければと思います。

30 ページは御説明したことを整理しております。31 ページ、D と E のルートについては、ポツの 3 番目、オンライン講習のあり方も検討するというのも書きながら、修了要件となる評価のあり方ということで、12 年、31 年の審議会報告も踏まえながら、どのようなものにしていくか。評価の観点をどうするのかということが出てくると思っておりますので、こちらについては有識者の方々の御意見も踏まえながら、さらに検討を行うということでまとめております。様々な御意見があるかと思っておりますが、法律を御審議いただく前という段階で、イメージをまず作らせていただきましたので、大きな方向性という意味で今日は御議論いただければと思います。

32、33 ページは、概ね御賛同いただいているということで、あまり修正はありませんが、新たな制度の活用促進について御案内させていただきますと、前回の会議後、12 月に日本語教育推進法に基づく日本語教育推進会議なるものを開催しました。各関係省庁の局長級

の皆様が構成員となっている会議で、(2)で書いている内容を、各省庁の連携を検討いただくということで御同意いただきました。今日は間に合っていないくて恐縮ですが、近日中に推進会議の報告書をホームページに掲載させていただきます。後日、先生方にも御案内しますので、是非御覧いただければと思います。皆様、具体的な案を考えていただいておりますが、外務省であれば、在外公館での多言語情報発信につきましても、御担当者様がいらっしゃいますが、現地のネットワーク、例えば大学や高校の、日本留学に関心がある学校様、それから日本語教師会というのが海外にもございますが、現地の関係者の皆様にも情報共有をしていただけるような具体的な案もいただいております、この制度が、まずは法律を御審議いただくということですが、それが成立した後に、具体的な対応について、推進会議のメンバーの皆様にも検討していただけるということで、御了解いただいた次第です。その検討についても、御案内したいと思っておりますので、御理解、御協力いただければと思います。以上です。

○西原座長

ありがとうございました。30 ページ以上にわたる内容を、意見募集を踏まえて、最終案として御提示いただきました。目次の項目ごとに、御意見をいただきたいと思っております。まずは最初の10 ページ、「日本語教育の質の維持向上に関する仕組みの創設について」と、目次でまとめてある10 ページまでのところで、今の最終案を御覧いただいて、何か御意見ございますか。

○田尻委員

「はじめに」で、もうちょっと書き込んだ方がよい。日本語教育が今の状況で必要だということが、社会的になかなか分かっていただけていないので、「外国人の増加に伴い」という辺りを、もう少し具体的な数字があっても良いかな。私が考えているのは、今の留学に合わせての入国の部分と、今回生活や就労も報告案に入れましたので、在留についても扱う。その二本柱の日本語教育の必要性ということがあると思っておりますので、実際に使用者がこれだけいて、生活者で入ってきている人たちも大変だとか、日本語教育の必要性ということをもうちょっと入れてほしい。初めてこれを読んだ外の人には、日本語教育の必要性を訴えるためには、最初の段落をもうちょっと具体数を入れて、必要性を書いてほしいという考えです。

○西原座長

そもそもというのを、どこから始めるかというのは、なかなか難しいところですよ。「はじめに」のところに、外国人がたくさん必要とされていて、将来的に今の2.5倍増するべきだというような経済界からの報告書が出ている。30年までに2.5倍増するとなると、あと7年しかない。そうすると、日本語教育としては、外国人がまずたくさん来るぞということから書いた方がよいかというような考えもあると思っております。田尻委員は、日本語教育が、ど

のような需要と供給の関係にあるかを、ここに書き足してほしいということでしたが、いかがでしょうか。そもそもというところ、どこから書き始めたら良いのか。

○神吉委員

どこから書くかというのは、非常に難しい面があるかと思いますが、政策の流れとか、海外の様々な外国人に対する言語教育の事例などを見ている、いくつかの方向があると思いますが、大きく分けると1つは社会の発展みたいところに寄与するための言語教育。もう1つは社会の安定みたいところに関係する言語教育と考えられるのではないかと。もちろんグラデーションはありますので、完全に2つに分けられないと思いますが、つまり、日本語教育を、社会の成長・発展という観点でやるという側面と、社会の成熟や安定という観点でやるという側面、その2つの方向性が大きくあって、そのためには日本語教育が必須であるというようなことを書けると良いのではないかと思います。ただ、これは政府の大方針と関わってきますので、この報告の守備範囲としてどこまで言えるのかというのは、事務局の方で御検討いただく必要があるかと思いますが、あくまでも意見です。

○西原座長

骨太の経済方針というのが毎年6月頃に出ますよね。数年前からそこに外国人の受け入れというのが、姿を見せていることに気が付いていますが、そうすると、社会の発展ということへの関係だということはずでに存在するわけです。安定的な受け入れというところでは、内閣府から各省庁合同の外国人受け入れと共生に関する総合的対策の政策リストが毎年出てきますが、それに関しても、政策の数として200に近い政策が、各省庁からある。神吉委員が仰った第2の観点というものが、既にあるわけです。

○圓入国語課長

補足させていただきますと、西原座長から御案内ありました政府全体の骨太の方針にも、今回の日本語教育の制度の創設について、また「日本語教育の参照枠」ということも、実は全国どこでも皆さんに学べるようにという趣旨では、国内外に渡って共通性をという意味で記載がされています。また、外国人人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議のもとで、西原座長から御説明をいただいた総合的対応策や、今年度は5年間にわたる工程表なるものが出ていますが、そこにも大きく4つの柱の中の1つは、コミュニケーションという意味で日本語教育が大きく位置付けていただいておりますので、神吉委員と田尻委員からいただいた御意見を踏まえて、修正をさせていただきます。

○西原座長

1ページから10ページまで、他に御意見ありますか。

○札幌委員

今のお話を伺ってあらためて、書き出しの1行目を読んでも、「近年、我が国に滞留する外国人の増加に伴い」と書いてあるのは、外国人が勝手に増えてきているというふうにはしか読めないと思うのですが、国として、外国人にもっと入ってきてほしいという姿勢を打ち出すような言葉は、ある程度明示した方が良いですか。今の書き方だと、国としては外国人をもっと受け入れたいとか、受け入れる必要があるという姿勢は読めないように思えますが、いかがでしょうか。

○西原座長

その辺り、書き出しというところで、いただいた御意見を事務局の方で受け取って少し書いていく。国会でも少子化対策、それから年寄りたちをもっと働かせろと言っていますが、もう1つの観点、外国人の方々というのは、日本の将来を考える3つのうちの重要な1つですよね。子ども、年寄り、外国人。そこら辺のところまで言っちゃうのかどうなのか、とても悩ましいところで、今はなんとなくそろりと滑り出した書き方になっていますが、大上段をどうするかというのは、御検討いただくということで。実は2ページに少し書いてある。

○圓入国語課長

淡々と書いてあるので、結びつかなかったところがあって恐縮ですが、2ページに政府における動きということで書いている部分はあるのですが、1ページは少し工夫して修正をしたいと思います。

○西原座長

11ページから22ページの真ん中ぐらいいまで、日本語教育機関の認定制度に関するところで、何か御意見ございますか。

○加藤委員

21ページの赤がたくさんあるところの一番下、4つ目、中途退学者の記述のところですが。毎回ここは意見が出ているところで、日本語教育機関というのは、本人の目的が達成されれば修了というのが、日本語教育機関の特徴になっているわけですが、ここに「検討する」と書かれているので、まず、それは良かったと思いますので、今後の検討としていただきたいところです。ですが、中途退学者という言葉そのものが合っていないくて、途中で退学したわけではなくて、そこで満了で修了したという意味ですので、中途退学者という言葉自体を見直すことが必要だとあらためて思いました。

○西原座長

例えば、大学を途中で辞めたのも中途退学者と言われますよね。大学の場合は、中途退学

して起業したとか、中途退学して分野を変えたとか、肯定的な意味合いでも使われると思いますが、日本語学校の場合は、この用語はネガティブな響きを持つのでしょうか。

○加藤委員

ネガティブというのもそうかもしれませんが、そもそも例えば4年間の在籍期間があるのに対して3年生でやめるというのが、大学の中途退学だと思いますが、日本語教育機関の場合には、2年という最長の在籍期間がありますが、それは在留管理上の期間であって、語学を学習するというのは、人によっては1年だったり、1年半だったり、目標を達成するまでの期間がある中での中途ではなくて、本人にしてみたら、そこで全て満了したことになるので、中途という言葉はあたらないのではないかと思います。

○西原座長

よりよい表現として、何がございますか。

○加藤委員

ここでその言葉をそのまま使うのであれば、到達目標を達成し…ちょっと考えさせてください。

○西原座長

「認定機関における中途退学者については」というところを除くと、修業期間中に想定されていた、到達目標を習得した者が、進学・就職などを希望する場合の対応となっているので、そこから始めた方が、むしろ良いわけでしょうか。

○加藤委員

修業期間というものが、法務省で定められた、本人が所属する課程、1年とか1年半課程とか、その途中でという意味合いでは合っていると思いますが。

○西原座長

中途退学者を取ると、「認定機関において」になると思いますが、「修業期間中に」と続いていくのでしょうか？

○加藤委員

それは良いように思います。

○山口委員

これに関してですが、入国管理局の方は、中途退学者が多いというのは、学校の運営が適

切ではないという判断をされるわけです。ですから、ここで中途退学者という言葉自体が問題だというのは、加藤委員の仰るとおりですが、逆に、中途退学の何が悪いというような、居直った言い方もあるのではないかと思います。といいますのは、日本語教育機関の場合、一番大切なのは課程を修了すること以上に、自ら目標とする水準に達することですよね。中途退学という言葉がそもそもなじまないわけですが、あえて中途退学という言葉を使うのであれば、ここにこういう文言が入ったのは、とても良いことだと私は思いました。

○西原座長

加藤委員は、中途退学という言葉を使わない方向で御意見があったのですが、山口委員は、これはこのままにしておくべきだという御意見でしょうか。

○山口委員

そうです。中途退学という言葉そのものをなくしてしまうということもあり得ると思いますが、すでにそれが使われているのであれば、中途退学というのは悪くないというような説明がここでできるのではないかと。

○西原座長

ちょっとお待ちください。伊東委員の御意見を伺います。

○伊東委員

ここでは、いわゆる認定教育機関が何を公表すべきかということが課題になっていると理解しますと、やはり在籍状況を公表しましょうということなので、様々な理由で途中で日本語学習をやめたり、就職に転じたりということがあるので、ここも中途退学者という象徴的な言葉ではなく、認定機関における在籍状況や、学習者の動向については、ちゃんと情報公表しましょうという書きっぷりに変更してはどうかと思いました。中途退学者に象徴されているような気がしましたので、ここを学習者の多様な在籍状況というようなまとめ方にしていただけると良いかなと思いました。

○西原座長

いかがでしょうか。

○圓入国語課長

丁寧に書かせていただきたいと思いますので、伊東委員からいただいた御意見を是非記載させていただければと思いますが、一方で、山口委員が仰ったように、中途退学者ということで入管庁との間で御相談が必要かと思っております。中途退学者という言葉が文部科学省の方でなくしたとしても、入管庁の中で、中途退学者の扱いというのがございますので、

制度だけではなくて、運用面も含めて、御相談が必要かと思っております。そういった意味からすると、問題意識を明確にここに記載しておくということであれば、加藤委員には申し訳ないですが、入管庁と連携をしながらという観点と、中途退学者の対応については、引き続き検討するという事を両方書くことで、課題意識をきちんと書かせていただくということではいかがでしょうか。

○西原座長

問題なのは、認定機関がどういうふうに広報されるかということですよ。その中で、従来の考えると、あえて中途退学と言いますが、中途退学者を出すということ自体が、認定機関、今は告示機関ですが、の質に対するネガティブな評価だということが問題ですよ。

○加藤委員

ネガティブに捉えられるというところがそうなのですが、この会議で話すのか、もしくは、課長が仰ったように、法務省との間の調整になるのかとは思いますが、本来、留学して来る人たちが希望する年限と、法務省が定めた告示基準の中で学校はコース認定をしなければいけないという、そこに矛盾があるというところが元々の問題だと思います。そこが解決された上で、それを中途と呼ぶかどうか、順番からいくとそうなると思うので、是非とも法務省との間でその調整、本来の日本語教育機関、語学学校とはこういうものであるというところでのコース設定、本人の希望する学習年限の一致、それを検討する第一歩に今後していただければと思います。

○西原座長

告示機関ということではなく、今回新しく認定されるのは、文部科学省が認定することですよ。そうすると、その新しい認定の中に、中途退学者を出したら評価が下がるということをしなければいけません。年限を修了しない者を出したら評価が下がるということをしなければいけません。

○圓入国語課長

補足させてください。中途退学は中途退学で1つの状況であると思うのですが、その中でも、加藤委員や山口委員が仰ったように、当初予定していた修業期間よりも早く習得されて卒業したい。本人としては帰国するか、進学するか、就職したいということで、在留資格も変わるかもしれない。その円滑な手続きも必要であるという御意見も多くいただきましたので、留学生につきましては、入管庁との御相談の中で、どのような対応をするか、御相談したいと思います。ただ、早期卒業みたいな仕組みは、別途もう少し時間をかけて必要になってくるかと考えております。中途退学についても両面ありますので、本当に中退している状況がありながら、加藤委員や山口委員が仰ったような方々がいらっしゃる場合は、

ここの記載は情報の公表ということなので、どのような仕組みになるにしても、そこがきちんと分かるように、数字だけではなくて、定性的なことを簡潔に情報公表していただくという方向性については、今回の報告の中に、今まで何回か重ねてきましたが、先生方からいただいた御意見ではないかなということで、方向性をまとめさせていただきたいと思っております。

○西原座長

要するに、飛び級と同じことになるわけです。前田委員、どうぞ。

○前田委員

飛び入学はやっています。なぜ他の大学がしなかったかという、途中で退学してしまうと、高卒の資格も得られなくて中卒で終わってしまうからです。その辺りの制度設計がきちんとできましたが、結局飛び入学は増えてないというのが実態です。千葉大学は先進科学プログラムとして現在もやっています。

○西原座長

中途退学が何を生むかということについては、世間的なプラスの評価も、マイナスの評価も、中立的な評価もあり得るということですね。

○神吉委員

今の議論も含めて、教育政策として考えたときに、いわゆる学校教育制度をベースにした考え方を、日本語教育機関に適用しようとしている部分があるのではないかとこのころがありまして、海外から来るといったときに、さまざまな教育制度のところから来るわけで、例えばギャップイヤーで来る人たちや、夏休みの短期集中で来る人たちや、いろんな人たちがいますよね。そういうことに母国から資金援助が出ていることもあると思います。多様な人たちを受け入れて、さらに日本の留学生教育だったり、日本語学校の仕組みを活性化すると考えたときに、もう少しコースのあり方みたいなことを、国内論理だけではない形で考えてほしいというのが意見です。資料 14 ページに、赤字で「出入国在留管理庁と連携しながら」ということで修業期間の話が入っています。この辺りで、海外とのつながりの中で日本語教育をやっているんだということを、強く主張していただいて、調整を是非お願いしたいと思っております。意見です。

○西原座長

ありがとうございました。この件は事務局にあずけるということにさせていただきます。21 ページの間で他に御意見ありますか。

○西村委員

2点あります。1つは意見と、もう1つは確認のような質問です。

11 ページの認定基準の3つ目の○ですが、手続き上の負担のことが書かれていますが、留学の認定を受けて、他の類型に関しても、課程をもっていこうとするときには、重複する部分を軽減しますということが書かれたことは、大変良いことだと思います。なんとなくそういうことが議論されていたように私は思っていたのですが、文字上で書かれていなかったようでしたので、それが記載されたことはとても良かったと思います。次の段階にうまく検討が進められれば良いなと思います。

もう1つは質問のような感じになりますが、その1つ上ですが、日本語教育の参照枠について書かれていますが、日本語教育の参照枠を各教育機関が適切に参照して、教育内容、方法、評価に生かしていくことが大切だということが書かれていると理解しましたが、大丈夫でしょうか。教育内容や方法というものが、参照枠を参照することによって、限定的になってしまうという意味合いではないですよね？ということを確認したかったです。

○圓入国語課長

西村委員が御指摘いただいたとおりだと思います。それを丁寧に書こうとしているのですが、これで難しいようであれば御意見いただきたいと思います。習得レベルについては、令和2年の閣議決定である「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に記載されていますが、「自立した言語使用者となることを基本とした」と書いてあります。参照枠でいうとB1相当以上になりますが、日本社会の中で生活をするということであれば、最低限B1レベルは必要であるということであったかと思いません。そこを記載しながら、多様な目的を持った日本語教育に対応できるようにするという大事な目標と、認定機関におきましては、学習者も国内外で、御自身の習得した成果をきちんと証明できるようにするというところもあるかと思えます。そこも書かせていただいたつもりですが、学習成果が、留学や就職、生活の様々な場で活用されるようにするためにも、教育課程については、各認定機関の多様な教育内容、方法を活かしながらと書かせていただくことで、先程、西村委員の御意見については、ご理解をいただければと思います。あくまで、参照枠を参照した教育課程の編成や学習の評価、教授法ということで、御指導いただくとありますが、そこを一体的に活用していただいて、行動につなげていただくということをここで言わんとしています。まだ分かりにくいということであれば、本日御意見いただければと思います。

○西原座長

それでよろしいですか。

○西村委員

私としてはこのままでも良いと思いますが、今後、これを運用していくときに、例えば検定試験対策みたいなものに関しては、参照枠がなじまないのではないかという御意見も、教員の中から出てきていたりすると思うので、どのようにうまく生かしていくのかということ、今後現場レベルで検討を続けていくのだということも合わせて、この場で共有しておくことが大事だと思いますので、文言的にはこのままでも良いと思います。課長の方からそういう説明があったので安心しました。

○西原座長

特に国際的な通用性を有するというところも、もう1つのキーではないかと思いますが、留学生は必ず外国から来ますので、「B1で送り出すよ」と言われているとか、「B2だから、大学に受け入れてね」と言われるとか、国際的なやりとりの中で、今、通用しているのは参照枠だと思うので、国際的な通用性と書かれているのは、とても良いと思います。

では、22ページから30ページまで、日本語教師の国家資格に関すること。これはとても御意見の多かったことが反映されている場所ですが、この辺りいかがでしょうか。

○加藤委員

現職日本語教師の経過措置のところ、図のところですが、前回から変わったところで、現職日本語教師の民間試験合格者と、緑色が上に上がっていくところは、両方とも講習を受けて、講習修了認定試験を受けると変わったというように私は読んでいますが、そこは良かったと思います。さらに、原則として、現職日本語教師は検定合格か否か、ありなしにかかわらず、講習を受講して、講習修了試験を受けるという形にならないかというのが私の意見です。というのは、これは裏付けがありまして、去年の12月から今年の1月にかけて、日本語教育機関の6団体、今は団体連合協議会になりましたが、そこが日本語教師たちに調査をしまして、2,737人の専任教師、非常勤教師から回答を得ました。その中で実際に日本語教師を現職でしている人たちのうちの半分は、検定試験を持ってない状態で現職教師をしているというところ。これは決してネガティブな情報ではなくて、現状での法務省告示校の基準からいうと、検定を持っていることが必須になっていないので、これは不法ではなくて、正規でいるわけですが、現状として半々に分かれる。つまり半分の人たちは、新しい形になると、筆記試験1は免除されるけれども、2は受けなければならなくなるということ。私の意見は先程言ったように、これを同じように、現職の人はそのまま講習を受けるということではいけないのかというものです。

ずっと年齢的なことが出ていて、高齢の人たちが不利になるんじゃないかということも進んできているところもあります。この調査ではまんべんなく、20代から60代、検定資格を持っている人、持っていない人がいるのが現状です。そうすると、現実的な状態を見ても、ここでそれを課すのがどうなのかというのが1つの理由です。もう1つは、筆記試験で

計るということと、講習はおそらくオンデマンド授業になると思うので、それは何度も見返して勉強ができるということになりますよね。さらに、受けっぱなしではなくて、ちゃんとそこで認定試験もあるということを考えると、こちらの講習となった方が、反対に良いのではないか。遠隔地であるとか、年に何回の試験というような問題も依然残っていますので、ここを同等にできないかを今後検討するということを入れていただくことはできないかと思っの意見です。

○西原座長

加藤委員の御意見を端的にいうと、Fをやめろということですよ？

○加藤委員

そうですね。

○西原座長

これについては、先程課長からも御報告があったように、いろんな意見が寄せられていて、その結果を合理的に判断してみたら、今のところこの形に落ち着いたという修正案の修正案なので、先生から今出されたFをやめろというのをどうするかということについては、事務局で少し検討させていただいてよろしいでしょうか。

○加藤委員

今のこの報告書で、全てここを抜いてほしいという強いものではなくて、ただ、そういう人たちが半分いるという実情も踏まえて、今後、検討にしてほしい、そういう声が多く出ているということも踏まえての意見です。

○西原座長

そういう御意見をいただいたということで、最終案に至るまでにさらに検討させていただきます。

○山口委員

質問ですが、31ページの最後のポツです。Fルートとありますが、別紙8の図とちょっと合わないように思ったんですが。

○圓入国語課長

F ルート をもう少し丁寧に修正させていただきます。F ルートについて記載しておりますのは、現職の40代、50代の方々の中でも全員受けるべきだという御意見もいただきました。例えば、最近の民間の試験、法務省告示校の教員要件の資格ということになって

いますが、その試験を受けられた方からですが、やはりその試験を受けることで、20年ぶりに受けることで、御自身の学び直しといいますか、知識、技能のアップデートにつながって、それを日本語学校の中でも生かすことができたので、是非皆さん、受けていただきたいという御意見もありました。ですので、Fルートを選択する方もいらっしゃると思いますと、事務局としてはFルートを残させていただきたいと思います。加藤委員が仰った件については、もう少し他の先生方からも御意見いただければと思います。

○加藤委員

いえ、私の質問は、ここにFルートと書いてありますが、このルートはDルートじゃないのかなということです。

○圓入国語課長

仰るとおり、FをDにしないといけない。

○加藤委員

私が言ったのも、Fではなくて、Dをなくすという意味でした。

○西原座長

最終的にFが、Dのところから右に動いたということで、原稿との齟齬が生じているようです。これを調整させていただきます。大日向委員、何か。

○大日向委員

加藤委員が仰られたことについてですが、これについては、そのように教師が希望している教師が多いというだけではなくて、現状では、多くの先生たちが必要になるということを考えなくてはならないと思います。更に、このあとの新しい有識者会議の中で、試験の内容や講習の内容が審議されるわけですので、その内容との関連もあります。その際にC,D,Eルートについての免除を含めて検討するという形にしていったら良いのではないかと思います。

○西原座長

ありがとうございます。神吉委員、どうでしょうか。

○神吉委員

私は加藤委員の意見とは反対の意見を言いたいと思います。まず、今回御提案のあった講習修了認定試験、Dルート、Eルートにあるものは、これは私は妥当ではないと思っています。基本的には筆記試験を受けるべきだと思います。制度として考えたときに、重要な要素

がいくつかあると思いますが、1つの要素として、公平性を保つということです。どういう人たちでもこの試験を受けていく。講習修了認定試験を受ける人と、筆記試験の代替は、そこはどんなふうに代替できるのか、質が同じなのか等々の判断もできませんし、妥当性も計れないので、これは試験というところで一本でやって、全ての人がそこを通るということで公平性を保つというのが、制度として重要かと思います。

2つ目の理由として、意見募集に様々な意見がありました。現職者は非常に高い知識を有しているという意見もありましたし、一方で、現職者でも知識のない者もいるという意見もありました。多様な人がいると思います。個別の人がどういう能力を持っているのかを、この制度の中で個別に判断することはできないので、それを計るには試験を一律で受けてもらうしかないと思いますし、その試験によって能力のある人は、それをクリアすることで判断できるのではないかと思います。意見募集を重視するという意味でも必要かと思います。

3つ目は、公平性に関連して、試験のあり方のところに関連しますが、先程も出た機会の確保ということで、会場や回数が必要だということがありました。そこは確かにそのとおりだと思います。これも、より多くの人がこの資格を取れるように公平性を保つという原則でいったときに、試験のあり方を検討すべきだと思います。つまり、この制度全体として、より多くの人が公平な制度のもとでこの資格を得ていくと考えたときに、試験は全体としてやるべきだと思いますし、その機会をより多くの人に提供することで、論理が一貫すると思っています。

○西原座長

そうしますと、この図でいくとDもEも要らないということですね？

○神吉委員

はい、私の意見はそうです。

○西原座長

Cはどうでしょうか。

○神吉委員

現職者へのリスペクトは必要だと思いますので、難しいですけど。

○西原座長

原則として、Fこそ大切？

○神吉委員

はい、そう思います。

○西原座長

それは現職の日本語教師に対しても、Fルートをおすすめする？

○神吉委員

はい。もう1点ありました。講習修了認定試験とか、講習をやるときに、そこにどうやって資源を投入するかという実現性の問題があると思います。予算とか。講習受ける人はいくら払うのかとか、そういったことをトータルで考えたときに、この制度を動かすのにスムーズに移行できるのか。これが実現可能な形なのかという点でも懸念があると思います。

○西原座長

50項目のうち、最近加えられたものを講習で補うとすれば、20時間ぐらいが必要になりますよね。多くの方は、そんなふうには考えてらっしゃらないで、講習、講習と仰っていると思うんですけど、20時間分の講師が必要、そしてその20時間分の講師の集合体として、修了試験をつくる委員会が必要だということを見て、それは大変だと仰ったわけですね？

○神吉委員

そういうことです。

○西原座長

分かりました。田尻委員、どうぞ。

○田尻委員

筆記試験については、私、最初に言ったように、基本線は筆記試験が全部必要だということをやったんですが、前回からの流れで、現職の方々が試験を受けられなくなっていくようだったらこのやり方は維持できないからという形の、その方々に対する配慮というか、それがあつた形で講習が出てきたという流れを考えています。この部分は講習を受けるところに触れているので、今の現職の方々が、できるだけ大変な負担がないように、しかししっかり勉強していただくための講習は必要です。ただし、その講習については、私個人は2つぐらいに考えていて、民間試験の場合、「日本語教師の養成における教育内容」の赤と青の2種類の赤の必須の部分と青の部分も含めた講習という時間を考えています。それは実施段階で考えればいいのですから、今はやらなくて良いと思います。ここで今やろうとしているのは、多くの現場の方々が、このままでは大変なことになるという前提で、このたたき台が変わってきたという流れを受けています。講習というものを、その中身をどうするかは別にしても、講習は必要。全く筆記試験も何もなしでは駄目、講習は必要。講習の後、筆記試験②だけを受けるかどうかについても、さっきの御心配があるのですが、とにかくそこは別にして、講習の内容を充実させる形で、現職の方にできるだけ参加していただいて、

登録日本語教師になっていただくという線は守っていただきたいというのが私の考えです。

○西原座長

大日向委員の手が挙がっています。

○大日向委員

公平性という神吉先生のお話、全くその通りだと思いますし、実際に講習や講習修了認定試験をやるときの大変さも、分かります。ただ、現職の先生たちの中には、この制度ができる前から、もう20年、30年と日本語教育に貢献くださった人たちがいらっしゃいますので、こういった人たちに対する配慮が必要であろうと思います。公平性は担保しなければいけないものだと思いますが、今ここで議論されているのは、数年間の経過措置ということで一定期間で消滅する制度です。ここで結論出さずとも、次の有識者会議の中でしっかりと検討していただきたいと考えています。

○西原座長

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員

基本的に今のと同じ感じですが、私も神吉委員が仰った「べき論」のところは、とても理解しています。そうだと思います。ただし、「はじめに」のところにも書かれているように、外国人の人たちがこれから入ってきて、そこに日本語教育が必要という現状において、教師が減るのは困るというのがあるわけで、そのことを第一に考えた場合には、ここで出た案はそのまま行くべきだと思います。経過措置というものの自体が、そこでうまく動かすための移行で、今後5年以降になれば、現職の教師たちも、当然1と2をもう1回受け直すことになるわけですから、そういった意味で、今の表を土台にして、この後検討していくということではないかと思います。

○西原座長

佐々木委員どうぞ。

○佐々木委員

加藤委員の意見と同様ですが、試験を全員が受けるのが公平かといったら、公平ではないんですね。試験自体の形とか、オンラインにするかといったようなことを考えても、そう公平ではない。やっと到達した現状の形、これを生かしていきたいと思います。

○圓入国語課長

補足させてください。先程、神吉委員から御指摘いただいたように、私どもが気にしておりますのは、試験の公平性という意味では、どのようにすれば良いのかということです。会場数、実施開催数、試験の方法。多くいただいたCBT化。そういったことは、いただいた御意見を踏まえて、試行試験もごございますし、検討を進めさせていただきたいと思っていますということが前提で、それでもたくさん御意見いただいたということで、公平性を確保するという前提で講習型、試験も、講習型でも修了認定試験を受けていただく。かつ、31ページの赤字で書きましたが、神吉委員が仰ったように、公平性を保つためには、試験の内容、どのような観点から基準を設けて試験の評価をしていただくかというのが、非常に重要になってくるわけで、そこは筆記試験との比較を考慮しながら、きちんと身に付けていただいた能力を計る講習修了試験ということで、有識者の方々の御意見もいただきながら、まだ探っていかなければいけない段階かと思っています。

今回の有識者会議の中では、内容については御議論いただく時間がなくて、大変申し訳なかったんですが、恐らくこれからの議論の中で、今度は審議会になってくるとは思いますけれども、どのような資質能力を身に付けていただくか、それを計る試験のあり方、トータルで御議論いただかないと、なかなか今回は決定的な結論が出せなかったのではないかとということで反省点でもございますが、今日いただいた御意見を踏まえて、引き続き検討もさせていただきたいと考えておりますので、そういったことの観点から、例えば公平性の観点も含めてですが、修文が必要でありましたら、31ページ辺りに書かせていただきたいと思いますので、御意見を頂戴したいと思います。

○西原座長

もし御意見があれば、いつまでに？

○圓入国語課長

1週間ぐらいいただけると。できれば1月末、2月はじめには、まとまったものを皆さんに公表させていただきたいと思っていますので、是非御協力を宜しくお願いします。

○西原座長

札野委員どうぞ。

○札野委員

今更ながらの提案で、この報告書には入らない話だと思いますが、意見募集の中で、コロナのせいで離職された先生方も結構いらっしゃる。そういう人たちの復帰促進も必要だというコメントがあったかと思いますが、現在のたたき台のところでは、経験をお持ちで今離職されてしまった方への経過措置が全く考慮されていないと思います。もしまだチャンス

があるようだったら、現職者の枠組みの中に、例えば過去 10 年の間に在職 3 年以上の人は、教育実習が免除されるというような形で、離職した人で、かつ実際に教えた経験も豊かにある方に対しての、経過措置のチャンスもあったら良いなと思いました。

○西原座長

実はあの中での現職者の定義もはっきりしていないんですね。今仰ったようなことが、現職者の中に含まれるべきだという御意見があったことを伺ったということですのでよろしいでしょうか。現職者とは誰？というのをこれから審議するときに、今の御意見ももちろん考慮に入れる。

○札幌委員

教えた経験の豊かな人たちに、教育実習を免除する道を開くということです。

○西原座長

西村委員、どうぞ。

○西村委員

先程の札幌委員の意見、私も賛成ですので、現職者の枠を次の機会に検討すべきだと思います。それから、試験一本でというお話もあって、いろいろ議論あると思いますが、加藤委員も仰っていたように、今回の制度変更によって、試験を受けてない人が足りない人みたいな印象もあるかと思いますが、現行ではきちんと認められている人たちですので、その人たちが国の制度の変更によって、今後試験を受けなければいけないということであれば、国がある程度責任を持ってその不足分を行うというような制度設計にしないと、振り回されてやめざるを得ないというようなことになると、この制度自体を問われてしまうと思うので、講習なりなんなり、いろいろな形で選択をできるような制度設計にするというのが、国の責任として必要なのではないかと思います。

○西原座長

まだいろいろな御意見があると思いますが、是非これだけはという御意見がございましたら、今週中に事務局に御連絡いただいて、最終案として報告書にしたいということです。宜しく願いいたします。では、これで審議を終了させていただきます。

○中村地域日本語教育推進室長

委員の皆様方、これまで本有識者会議での御議論、誠にありがとうございました。西原座長より御説明がありましたように、報告書（案）につきましては、お寄せいただく意見を踏まえて、さらに修正を行い、委員の皆様にご確認いただいた上で、座長一任という形にさせ

ていただければと思います。あらためて、事務局より御連絡をさせていただきます。本日が最終回ということで、西原座長より一言御挨拶いただければと思います。

○西原座長

第8回まで議論に御貢献くださいましたことを、あらためて委員の皆様方に感謝申し上げます。日本語教育の質の維持向上の仕組みについてということで、報告書がまとまっていくことになります。委員の皆様のお名前も巻末に載せられて、共同執筆責任者ということになるわけです。そのことも含めて、それが終わりではなくて、通常国会で通していただき、法律が成立した段階で、あらためて出発しなければならないことがたくさん生じるということで、そのことも含めて、これからの発展にも、どうぞ御注目いただき、御尽力いただきたいと思います。今までの8回の過程が、報告書としてまとまることによって、日本語の先生方の社会的な地位や認知ということも含めて、レベルアップになると同時に、日本語教育界全体がこれから社会的に非常に有意義なものになっていくということを祈念して、これで終わらせていただきたいと思います。長い間の御協力、本当にありがとうございました。これからも、どうぞよろしく願いいたします。

○中村地域日本語教育推進室長

西原座長、ありがとうございます。続きまして、文化庁中原審議官より御挨拶を申し上げます。

○中原審議官

文化庁審議官の中原でございます。昨年の5月から開催しておりますこの有識者会議につきまして、今回で最終回となりましたので、一言御挨拶申し上げます。委員の皆様には、これまで多岐に渡る御意見と御指導を頂戴しまして、本当にありがとうございました。本日、御議論いただきました「日本語教育の質の維持向上のための仕組みについて」にも記載されております通り、日本語教育機関の認定制度や、日本語教師のあらたな国家資格の制度について、通常国会での法案提出を予定しております。この報告書に示された方向性に基づき、来年度は国会での審議状況も踏まえながら、国語分科会にて議論を継続いたします。今後関係者の皆様から、御意見を丁寧に拝聴させていただきながら、充実した制度になるように検討を進めてまいります。制度の具体的な検討は、今後も続いてまいりますので、引き続き御指導のほど、宜しく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

○西原座長

ありがとうございました。それでは、これをもちまして、第8回と前回までも含めて、総まとめとしてのこの有識者会議を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。